

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	株式会社三十三フィナンシャルグループ
【英訳名】	San ju San Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 三憲
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社三重銀行 常務執行役員総合企画部長 堀内 浩樹 株式会社第三銀行 取締役総合企画部長 川瀬 和也
【最寄りの連絡場所】	株式会社三重銀行 東京事務所 東京都中央区京橋1丁目1番1号 株式会社第三銀行 東京支店 東京都中央区日本橋1丁目14番7号
【電話番号】	株式会社三重銀行 東京事務所 (03) 3241 - 7015 株式会社第三銀行 東京支店 (03) 3277 - 3311
【事務連絡者氏名】	株式会社三重銀行 東京事務所 常務執行役員東京支店長兼東京事務所長 松本 環 株式会社第三銀行 東京支店 東京支店長兼東京事務所長 中川 幸久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	181,865,937,580円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社三重銀行(以下、「三重銀行」といいます。)及び株式会社第三銀行(以下、「第三銀行」といいます。三重銀行及び第三銀行を併せて以下、「両行」といいます。)の平成29年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月29日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成29年12月20日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年2月5日付で三重銀行の第3四半期に係る四半期報告書が提出されたこと及び平成30年2月13日付で第三銀行の第3四半期に係る四半期報告書が提出されたことならびに両行が平成30年2月1日に株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、記載事項の一部に誤りがございましたので、併せて訂正しております。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- 3 配当政策

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	26,170,339株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。（注）4、5

（注）1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成29年9月15日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成29年12月15日に開催された両行の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）並びに同日に開催された第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）及びA種優先株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株（平成29年6月30日時点）、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株（平成29年6月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合（具体的には、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）」に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）第14条をご参照下さい。以下、同じです。）、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、当社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年6月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,013株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式282,488株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社は、本届出書における新規発行株式たる普通株式のほか、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を遂行するため、当社定款において第一種優先株式に関する定めを設ける予定であります。また、第三銀行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権については、新株予約権の内容及び本株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付するとともに、新株予約権付社債についての社債に係る債務を当社が承継いたします。第一種優先株式及び新株予約権付社債の各内容については、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）」に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」をご参照ください。

なお、上記優先株式は、本届出書の募集対象には該当しませんが、株式移転方式による当社設立及び両行の経営統合上の重要な情報として、本届出書において、適宜、本届出書の募集対象である普通株式と並記している箇所があります。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	26,170,339株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「当社」といいます。）における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4、5

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成29年9月15日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、平成29年12月15日に開催された両行の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）並びに同日に開催された第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）及びA種優先株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株（平成29年6月30日時点）、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株（平成29年6月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合（具体的には、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）第14条をご参照下さい。以下、同じです。）、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、当社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年6月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,013株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式282,488株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）へ平成30年2月1日に新規上場申請を行いました。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社は、本届出書における新規発行株式たる普通株式のほか、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を遂行するため、当社定款において第一種優先株式に関する定めを設ける予定であります。また、第三銀行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権については、新株予約権の内容及び本株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付するとともに、新株予約権付社債についての社債に係る債務を当社が承継いたします。第一種優先株式及び新株予約権付社債の各内容については、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式移転計画の内容」をご参照ください。

なお、上記優先株式は、本届出書の募集対象には該当しませんが、株式移転方式による当社設立及び両行の経営統合上の重要な情報として、本届出書において、適宜、本届出書の募集対象である普通株式と並記している箇所があります。

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

（注）1 普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、三重銀行普通株式1株に対して1株、第三銀行普通株式1株に対して0.7株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本金組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両行の平成29年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は181,865,937,580円であり、当該金額のうち10,000百万円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）及び名古屋証券取引所への上場申請手続（名古屋証券取引所有価証券上場規程第2条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号、第208条及び名古屋証券取引所有価証券上場規程第23条）により平成30年4月2日より東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式（効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの）に限ります（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項及び名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項）。）について、東京証券取引所有価証券上場規程及び名古屋証券取引所株券上場審査基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

（注）1 普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、三重銀行普通株式1株に対して1株、第三銀行普通株式1株に対して0.7株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本金組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両行の平成29年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は181,865,937,580円であり、当該金額のうち10,000百万円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）及び名古屋証券取引所への上場申請手続（名古屋証券取引所有価証券上場規程第2条第2項）を行いました。これに伴い、それぞれの規程に定める、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号、第208条及び名古屋証券取引所有価証券上場規程第23条）により平成30年4月2日より東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式（効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの）に限ります（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項及び名古屋証券取引所株券上場審査基準第4条第3項）。）について、東京証券取引所有価証券上場規程及び名古屋証券取引所株券上場審査基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行のその他の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行のその他の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(訂正前)

(1)【株式の総数等】

平成30年4月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

省略

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,170,339 (注)1、2、3	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注)4
第一種優先株式	4,200,000	非上場	(注)5
計	30,370,339		

(注)1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株(平成29年6月30日時点)、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株(平成29年6月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年6月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,013株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式282,488株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社の定款が定める第一種優先株式の内容については、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙

1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款 第3章 優先株式」をご参照ください。

(2)~(4) 省略

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下のとおりであります。

省略

第三銀行

普通株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
普通株式	株主数（人）	57	28	918	89	1	6,872	7,965	
	所有株式数（単元）	89,146	2,729	38,327	10,590	4	42,846	183,642	71,600
	所有株式数の割合（％）	48.54	1.49	20.87	5.77	0.00	23.33	100	
A種優先株式	株主数（人）	1						1	
	所有株式数（単元）	60,000						60,000	
	所有株式数の割合（％）	100						100	

（注）1 第三銀行の自己株式285,762株は、「個人その他」に2,857単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成29年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

三重銀行

平成29年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,379,500	133,795	同 上
単元未満株式	普通株式 83,834		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,483,034		
総株主の議決権		133,795	

(注) 1 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、三重銀行所有の自己株式84株が含まれております。

2 上記は、平成29年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

第三銀行

平成29年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 285,700		権利内容に何ら限定のない第三銀行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,078,500	180,785	同 上
単元未満株式	普通株式 71,600		同 上
発行済株式総数	24,435,800		
総株主の議決権		180,785	

(注) 1 A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、第三銀行所有の自己株式が62株含まれております。

4 上記は、平成29年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

省略

(7) 省略

（訂正後）

(1) 【株式の総数等】

平成30年4月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

省略

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,170,339 (注) 1、2、3	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
第一種優先株式	4,200,000	非上場	(注) 5
計	30,370,339		

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株（平成29年6月30日時点）、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株（平成29年6月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年6月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,013株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式282,488株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所へ平成30年2月1日に新規上場申請を行いました。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社の定款が定める第一種優先株式の内容については、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙 1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款 第3章 優先株式」をご参照ください。

(2)～(4) 省略

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下のとおりであります。

省略

第三銀行
普通株式及びA種優先株式

平成29年3月31日現在

区分		株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
		政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
						個人以外	個人			
普通株式	株主数（人）		57	28	918	89	1	6,872	7,965	
	所有株式数（単元）		89,146	2,729	38,327	10,590	4	42,846	183,642	71,600
	所有株式数の割合（%）		48.54	1.49	20.87	5.77	0.00	23.33	100	
A種優先株式	株主数（人）		1						1	
	所有株式数（単元）		60,000						60,000	
	所有株式数の割合（%）		100						100	

（注）1 第三銀行の自己株式285,762株は、「個人その他」に2,857単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成29年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

三重銀行

平成29年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,379,500	133,795	同 上
単元未満株式	普通株式 83,834		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,483,034		
総株主の議決権		133,795	

（注）1 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、三重銀行所有の自己株式84株が含まれております。

2 上記は、平成29年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

第三銀行

平成29年3月31日現在

区 分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000		（注）1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 285,700		権利内容に何ら限定のない第三銀行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,078,500	180,785	同 上
単元未満株式	普通株式 71,600		同 上
発行済株式総数	24,435,800		
総株主の議決権		180,785	

- （注）1 A種優先株式の内容は、第三銀行の有価証券報告書（平成29年6月26日提出）の「第4 提出会社の状況
1 株式等の状況（1）株式の総数等 発行済株式（注）2、3、4、5」をご参照ください。
- 2 上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。
- 3 「単元未満株式」の欄には、第三銀行所有の自己株式が62株含まれております。
- 4 上記は、平成29年3月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

省略

(7) 省略

3【配当政策】

（訂正前）

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成30年4月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、取締役会の決議によるものとする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

（訂正後）

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成30年4月2日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、期末配当は株主総会の決議とし、中間配当は取締役会の決議によるものとする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日及び平成29年11月10日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日及び平成29年11月22日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（訂正前）

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

省略

【四半期報告書又は半期報告書】

三重銀行

事業年度 第206期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年7月28日関東財務局長に提出

事業年度 第206期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月10日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第109期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第109期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月22日関東財務局長に提出

～ 省略

(2) 省略

(訂正後)

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

省略

【四半期報告書又は半期報告書】

三重銀行

事業年度 第206期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

平成29年7月28日関東財務局長に提出

事業年度 第206期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

平成29年11月10日関東財務局長に提出

事業年度 第206期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

平成30年2月5日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第109期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

平成29年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第109期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

平成29年11月22日関東財務局長に提出

事業年度 第109期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

平成30年2月13日関東財務局長に提出

~ 省略

(2) 省略